公告

街頭防犯カメラシステム機器改修業務委託について次のとおり一般競争に付します。

令和８年11月16日

福岡県知事　服部　誠太郎

1　競争入札に付する事項

⑴　契約事項の名称

街頭防犯カメラシステム機器改修業務委託

⑵　契約内容及び特質等

入札説明書による。

⑶　委託業務期間

契約締結日から令和９年３月31日までの間

⑷　履行場所

入札説明書による。

2　入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和６年４月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3　入札参加条件（地方自治法施行令第167条の５の２の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和９年１月８日（金曜日）現在において、次の条件を全て満たすこと。

⑴　２の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	なし	サービス業種、その他	A

⑵　仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

⑶　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

⑷　福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年２月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4　当該契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812-8576　福岡市博多区東公園７番７号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号　092－641－4141　内線3057

5　契約条項を示す場所

４の部局とする。

6　入札説明書の交付

本公告上において令和８年11月25日（水曜日）午後５時45分まで掲載する。

7　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8　入札書の提出期限及び提出場所

⑴　提出期限

令和９年１月８日（金曜日）　午後５時45分

⑵　提出場所

４の部局とする。

⑶　提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着のこと。）によるものとする。

9　開札の日時及び場所

⑴　日時

令和９年１月12日（火曜日）　午後２時30分

⑵　場所

〒812-8576　福岡市博多区東公園７番７号

福岡県警察本部入札室（地下１階北側）

⑶　その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

10　落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の８第４項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

11　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手等福岡県財務規則第145条第３項各号に掲げるもの）を入札書提出時に納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

入札保証保険契約は、見積金額（消費税込みの金額）の100分の５以上の保険金額とし、保険契約方式は定額補償に限る。なお、保証期間は入札書を提出する日から契約締結日までの期間とする。

イ　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件）したことを証明する書面を提出する場合

⑵　契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税込みの金額）の100分の

10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件）したことを証明する書面を提出する場合

12　入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

⑴　金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札

⑵　法令又は入札に関する条件に違反している入札

⑶　同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

⑷　所定の場所及び日時に到達しない入札

⑸　入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

⑹　入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の⑴に規定する金額に達しない入札

⑺　金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

⑻　入札日の日付がないもの又は日付に誤りのある入札

⑼　入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13　落札者の決定方法

⑴　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14　その他

⑴　契約書の作成を要する。

⑵　入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

⑶　契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。

⑷　その他詳細は入札説明書による。